

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加賀市長 宮元 陸

市町村名 (市町村コード)	加賀市 (17206)
地域名 (地域内農業集落名)	片山津地区 (片山津町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月30日 (第1回)

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

水活交付金の交付対象外予定農地を地域でどのように管理していくか

- ・畔なし、給排水なしの農地、約6haが交付対象外予定地となる。
- ・畑作への力はいらない(地元温泉での仕事があるため)。
- ・これらのほ場は片山津地区営農組合が概ね管理しており、過去に大麦を作付していたが、大麦の連作で難防除雑草(カラスムギ)が発生するようになった。
- ・作付品目を大麦→そばに変更した結果、営農組合の決算は赤字。今後、どうすべきか悩んでいる。
- ・畔をとったのはコスト低減のためであった(h24)

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・交付対象農地は設備条件(パイプラインなど)も良く、兼業農家の方も維持していく方がいる。
- ・交付対象外農地(6ha)は、地主へ帰すことはせず、営農組合で管理する。管理方法等は今後、検討が必要である。
- ・カラスムギの発生は低減しておりR7より麦の作付を再開する予定。下記の提案した作付体系を実施する方向とし、役員会で検討する。
- ・遺跡があるため、太陽光の建設は無理である。
- ・過去は富塚のタバコ農家に貸したことがあり、集落外の担い手が当該農地で作付けする事への抵抗感はないが、管理をしっかりしてくれる人でないと困る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	95 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	83 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心とした農地の集積・集約化を進めるため団地面積の拡大を図りつつ、新規就農者向けの小規模圃場の団地化を図り、農地バンクを通じて集団化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
整備することにより生産性が上がるか検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業は、アグリサポート加賀などへ委託を検討する。